
公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第 号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号ア（ア）中「6歳未~~満~~」を「小学校就学の始期に達する~~まで~~」に改める。

附 則

この規則は、**公布の日**から施行する。